

令和6年度 赤磐市一般競争（指名競争）
入札参加資格審査申請書受付要領

※WEBサイトによる電子申請に限る。

【建設工事関係】

1 一般競争（指名競争）入札の参加者の要件（すべてに該当すること）

- (1) 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けて、現に建設業を営んでいる者。
- (2) 申請書を提出する日までに納期限の到来した国税及び地方税を完納している者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者又は同条第2項に該当し、その事実があった後2年を経過した者。
- (4) 建設業法第27条の2第3第1項の規定による経営に関する事項の審査を受けている者。
- (5) 申請する業種について、経営事項審査の申請における完成工事高（平均）が300万円以上である者。ただし、市内業者にあつてはこの限りではない。
- (6) 社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入している者。（加入義務がない者を除く。）
- (7) 社会保険料を完納している者。ただし、年金事務所で確認できるものに限る。

※ 上記のすべての要件を満たしていない場合は、資格審査を受けることはできない。

2 申請期間

令和6年2月1日から令和6年3月31日まで

※ WEBサイトは24時間利用可能。（ただし、問い合わせ等は開庁日業務時間内にすること。）

※ 期間経過後は、一切受け付けない。

3 有効期限

令和6年7月1日から1年間

4 注意事項

- ・提出書類については**変換処理等によりPDFファイルに整理し**、WEBサイト上で添付して提出すること。
- ・提出書類は全て白黒でよい。（写真・誓約書・委任状を除く。）
- ・ファイルが不鮮明な場合は、添付のやり直しを依頼することがある。
- ・添付可能なファイル容量は30MBまで。
- ・差し戻しがあった際は、不備書類のみではなくファイルごと再添付すること。
- ・コンピュータウイルスに感染したファイルを添付することの無いよう注意すること。
- ・適格請求書発行事業者（インボイス）に登録済みの場合は登録番号をWEBサイトの利用者登録情報に入力してください。申請後に登録が完了した場合はWEBサイトにログインし登録番号を入力してください。
- ・会社更生手続、民事再生手続等を申請した場合や指名停止事由に該当する事件、事故等を起こした場合、行政処分等を受けた場合には、その旨を速やかに届け出てください。報告が著しく

遅れた場合又は報告がない場合には、指名停止期間が加算されることがあります。

5 提出方法

WE Bサイトでの電子申請。

押印した書類原本は、申請日から参加資格の有効期間終了後の1年を経過する日まで、市の求めに応じていつでも提示できるよう保管すること。

6 基準日

提出書類の記載事項は申請日現在の状況で記載すること。提出後、申請内容に変更が生じたときは、電子申請により手続きすること。なお、証明書等については、資格審査申請書提出日の直前3ヵ月以内のものを添付すること。

7 令和6年度有資格者名簿の変更届について

令和6年度入札参加資格審査申請書の受付完了から令和6年6月30日の間で発生した変更事項については令和6年4月1日以降に電子申請により手続きしてください。

8 昨年度からの主な変更点

- ・様式の軽微な変更
- ・変更申請期間

9 資格審査の提出書類

※提出にあたっては、書類番号ごとに一つのPDFファイルにすること

番号	提出書類	注意すべき事項等
	<p>一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事関係）【Excel ファイル】 ※様式第1号</p>	<p>A. 主たる営業所（本社）情報 B. 契約する営業所情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主たる営業所（本社）が契約する場合は、（1）でしないを選択し、（2）～（11）は入力不要。 <p>C. 担当者情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者については申請書の入力事項に関する市からの問い合わせに回答できる職員等を入力すること。 <p>D. 行政書士情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Dの（2）以降を入力した場合、Cの担当者情報は入力不要。 <p>E. 業種情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （1）建設業許可番号は6桁で入力すること。【例】012345 <p>F. 主観的事項【市内業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「赤磐市競争入札参加資格審査（建設工事）に係る主観的事項審査試行実施要領」に基づく主観点数について審査を受けようとする方は「申請する」を選択し、必要事項を入力すること。 (詳細は後述の「主観的事項審査申請について」を参照) <p>職員情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目に建設業許可を取得する際に申告した経營業務の管理責任者を必ず記入すること。 ・ 【市内・準市内業者】は現場代理人及び技術者として配置する職員についても入力すること。その他は、経營業務の管理責任者のみの入力でよい。 ・ 資格番号欄には、保有する資格について別表3に示す資格番号を入力すること。 ・ 配水管技士等及び配水用ポリエチレンパイプシステム協会又は旧団体（「水道用ポリエチレンパイプシステム研究会」、「配水用ポリエチレン管協会」）の配管施工講習会の受講修了者についても入力すること。
1	職員の雇用及び資格確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【市内・準市内業者】のみ添付すること。 <p>① 職員情報で入力した職員の雇用関係を確認できる書類の写しを添付すること。</p> <p>※75歳以上の後期高齢者については、後期高齢者医療被保険者証の写し及び申立書（参考様式）を添付すること。</p> <p>※公的機関が発行した書類で常勤の確認ができない者については、3ヵ月分の出勤簿等常勤を確認できる書類及び申立書（参考様式）を添付すること。</p> <p>② 職員情報で入力した職員の資格を確認できる書類、監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。</p>

番号	提出書類	注意すべき事項等
		※①②を一つのPDFファイルにすること
2	建設業許可(確認)証明書・許可通知書 又は 建設業者・宅建業者等企業情報検索システムによる建設業者の詳細情報	<ul style="list-style-type: none"> 許可番号、許可の有効期限、建設業の種類が記載されているもの。 建設業許可申請様式第1号別紙一及び別紙二(役員、営業所、営業種目等が記載されているもの)を添付すること。【準市内業者】 許可更新中の場合は、更新中であることを証明できる書類を(受付印が押印された申請書等)を添付すること。 入札参加資格審査申請後においても有効期限切れになる前に新しいものを提出すること。なお、有効期限が切れている場合は、応札の無効や契約の取消しを行うことがあるので、十分に注意すること。
3	商業登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> 【法人のみ】法務局で商業登記事項証明書を取得すること。
4	代表者の身分証明書	<ul style="list-style-type: none"> 【個人のみ】本籍地の市区町村で身分証明書を取得すること。
5	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準日が令和5年10月31日以前で有効期限内の最新のもの。 申請書提出までに経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の内容(許可区分)に変更があった場合は、朱書きで訂正すること。 変更がある場合は、変更内容が確認できる書類を添付すること。 受付期間後の差し替えは認めない。ただし、受付期間中に有効期限が切れたもの及び変更したもの、前年度と同じものを除く。 総合評定値通知書において、「その他の審査項目(社会性等)」欄の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」の項目すべてが、「有」又は「除外」であること。いずれかが「無」の場合は、別途保険への加入が確認できる書類の提出が必要。 入札参加資格審査申請後においても有効期限切れになる前に新しいものを変更申請にて提出すること。なお、有効期限が切れている場合は、応札の無効や契約の取消しを行うことがあるので、十分に注意すること。
6	工事経歴書 (独自様式可)	<ul style="list-style-type: none"> 5で添付した通知書の審査申請時に使用したもの。 (経営事項審査申請に使用した様式第二号) 過去1期分(12ヵ月分)について提出すること。 独自様式により提出する場合は、経営事項審査申請時の工事経歴書記載要領に準じて作成すること。
7	財務諸表又は決算書	<ul style="list-style-type: none"> 法人においては直近の決算時(直前1ヵ年)における財務諸表又は決算書。 個人においては直近の決算時(直前1ヵ年)における貸借対照表、損益計算書(※青色申告決算書又はこれに準ずるもの)。 5で添付した通知書の基準日に関わらず、最新のものを添付すること。
8	営業所一覧表 ※様式第2号又は独自様式	<ul style="list-style-type: none"> 営業所ごとに営業している業種を明記すること。 独自様式により提出する場合は、様式第2号に準じて作成すること。 支店がない場合も添付すること。

番号	提出書類	注意すべき事項等
9	専任技術者一覧表 又は 専任技術者証明書(新規・変更)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【市内・準市内業者】のみ添付すること。 ・ 建設業許可申請様式第一号別紙四又は第八号(第三条関係)[最新のもの] (「専任技術者一覧表」又は「専任技術者証明書(新規・変更)」)の副本を添付すること。
10	営業用機械器具調書 ※様式第3号又は独自様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当が無い場合は、理由書(参考様式)を添付すること。 ・ 独自様式により提出する場合は、様式第3号に準じて作成すること。
11	機械器具調書(舗装工事用) ※様式第3-1号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【市内・準市内業者】でアスファルト舗装工事への入札参加を希望する場合は添付すること。
12	機械器具写真(舗装工事用) ※様式第3-2号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【市内・準市内業者】でアスファルト舗装工事への入札参加を希望する場合は添付すること。 <p>※ 撮影日が判別できる写真を機械器具ごとに1枚以上使用すること。</p>
13	技術職員調書(舗装工事用) ※様式第3-3号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【市内・準市内業者】でアスファルト舗装工事への入札参加を希望する場合は添付すること。
14	使用印鑑届 又は 委任状・使用印鑑届 ※共通様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札、契約の締結等を支店、営業所等に<u>年間委任しない</u>場合は使用印鑑届を提出すること。 ・ 使用印鑑は代表者(受任者)役職印又は個人印であること。会社印は不可とする。 ・ 法人の代表者(受任者)印に個人印を使用する場合は必ず会社印も押印すること。 ・ 実印を使用印鑑とする場合は、使用印欄にも実印を押印すること。 ・ 入札、契約の締結等を支店、営業所等に<u>年間委任する</u>場合は委任状・使用印鑑届を提出すること。 ・ 年間委任する場合の使用印鑑は受任者印を押印すること。 ・ 年間委任する場合でも申請者は本社代表者で提出すること。 ・ 参考様式として基本的な記載事項を示しているが、委任事項については申請者において精査したものを準備し添付すること。 ・ 委任期間は令和6年7月1日から令和7年6月30日までと記載すること。 ・ 委任者及び受任者の商号、所在地、代表者を必ず記載すること。
15	印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人は法務局で取得し添付すること。 ・ 個人は市区町村で取得し添付すること。
16	完納証明書(納税証明書)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賦課されているすべての税に、過去の期間のすべてについて未納または滞納がないことの証明であること。 ・ 別表2を参照し該当分を提出すること。 ・ 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた方は、その証明書類を添付すること。

番号	提出書類	注意すべき事項等
17	誓約書 ※共通様式	<ul style="list-style-type: none"> 日付は（委任状）使用印鑑届で記入した日付と一致させること。 「誓約書」を熟読の上、提出すること。 年間委任する場合でも本社代表者が提出すること。
18	建設業退職金共済組合等の加入証明書	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業退職金共済加入証明書、商工会議所特定退職金共済加入証明書又は商工会特定退職金共済制度加入証明書でも可とする。 未加入の場合は代表者押印の理由書を添付すること。
19	社会保険料納入証明書	<ul style="list-style-type: none"> 【市内・準市内・県内（岡山県内に本社（本店）を有する）業者】は提出すること。 所管の年金事務所で取得すること。 <p>※取得方法</p> <p>「社会保険料納入証明申請書」（別紙様式）に次のとおり必要事項を記入のうえ、所管の年金事務所に提出すること。（記入例参照）</p> <p>【証明事項等】</p> <p>③証明対象期間：令和4年11月分から令和5年10月分まで</p> <p>④出力区分：一括用のみ 0</p> <p>⑤証明範囲区分：保険料のみ 0</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入義務がない場合は、申立書（参考様式）を提出すること。
20	主観的事項証明書類	<ul style="list-style-type: none"> 【市内・準市内業者】のみ添付すること。 入力内容の証明書類等を添付すること。ISO認証取得者はその証明書類も添付すること。 <p>※一つのPDFファイルにすること。</p>

10 その他

- 申請にあたっては建設工事関係、測量・建設コンサルタント関係、物品・役務関係の3部門で受付をするので、申請が2部門以上になる場合はそれぞれの部門ごとに申請すること。
- 樹木剪定、水道水漏水調査業務、システム開発、ソフトウェア開発、データベース構築などは物品・役務関係で申請すること。
- 審査結果については、赤磐市ホームページの有資格者名簿への掲載をもって審査結果の通知とする。（掲載予定日：申請年の7月1日）
- 解体工事業の格付に用いる経営事項審査の評定値は、「解体」とする。
- 社会保険料納入証明書について**

事業主が年金事務所の窓口で証明書の交付を受ける場合は、写真付き身分証明書（運転免許証等）を持参すること。また、事業主以外が年金事務所の窓口で証明書の交付を受ける場合は、申請書の委任欄に必要事項を記載のうえ、写真付き身分証明書（運転免許証等）を持参すること。（証明にかかる手数料は無料。）

社会保険料納入証明書申請について不明な点は、所管の年金事務所へ問い合わせすること。

●主観的事項審査申請について

入札参加資格者の格付けにおいて、一層の適正性及び透明性を確保するため、各業者の経営事項審査以外の項目を審査する主観的評価（主観点数）を加えた総合評点により格付けを行う。

（１）対象となる者

令和６年度赤磐市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事関係）を提出する者で、**赤磐市内に本社（本店）を有する者。**

（２）対象となる業種

土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、水道施設工事、管工事

（３）申請方法

「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事関係）」の「F.主観的事項」において、評価申請の項で「申請する」を選択のうえ必要事項を入力して、入力内容について赤磐市競争入札参加資格審査(建設工事)に係る主観的事項審査試行実施要領別表第１に掲げる添付書類を一つのPDFファイルにして、WEBサイトから提出すること。

（４）申請期間

令和６年度赤磐市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請の申請期間と同一とする。

（５）その他

申請がないものについては評価しない。ただし、申請の有無にかかわらず評価の対象となる項目もある。

●市内及び準市内業者位置付けに伴う手続きについて

市内または準市内業者としての位置付けを希望する者は、「指名競争入札参加者の選定に係る市内及び準市内業者の取扱要綱（平成１８年９月２８日告示第９５号）」に規定する登録要件に該当するよう本社または支店の態様を整えて、次のとおり申請すること。

（１）対象となる者

次の条件に該当する者で、市内または準市内業者としての取り扱いを希望するもの。

- ・「令和６年度赤磐市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書(建設工事)」を提出した者で、市内に本社若しくは本店(建設工事にあつては、建設業法(昭和２４年法律第１００号)第３条第１項の規定による許可を受けている主たる営業所以下「本社」という。)を有するもの。
- ・市外に本社があり建設業法に定める支店もしくは営業所（以下「支店」という）が市内にある者で、登記簿謄本に支店登記があり市に法人市民税を納付しているもの。

（２）申請方法

次の書類をPDFファイルにして、WEBサイトから提出すること。

- ・本社又は支店所在地等報告書

なお、職員一覧表及び営業所専任技術者報告書については入札参加資格申請書の職員情報の提出で足りるものとする。

（３）申請期間

令和６年度赤磐市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請の申請期間と同一とする。

（４）その他

提出された書類や現地調査の結果に基づく審査をするが、本社または支店の態様が不適切な場合は市内および準市内業者の取り扱いを受けられない場合がある。

別表 1

赤磐市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書提出書類一覧

建設工事関係

番号	提出書類	提出 ファイル 形式	市 内	準 市 内	県 内	県 外	備 考
	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事関係） 【様式第1号】	Excel	○	○	○	○	
1	職員の雇用及び資格確認書類	PDF	○	○	×	×	【市内・準市内業者】雇用確認書類、技術資格確認書類
2	建設業許可（確認）証明書・許可通知書又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムによる建設業者の詳細情報	PDF	○	○	○	○	<建設業者・宅建業者等企業情報検索システム> https://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do?outPutKbn=1 添付）【準市内業者】建設業許可申請様式第一号別紙一及び別紙二の副本の写し
3	商業登記事項証明書	PDF	○	○	○	○	法人のみ
4	代表者の身分証明書	PDF	○	○	○	○	個人のみ
5	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	PDF	○	○	○	○	
6	工事経歴書	PDF	○	○	○	○	経営事項審査申請に使用した様式第二号
7	財務諸表又は決算書	PDF	○	○	○	○	
8	営業所一覧表【様式第2号※】	PDF	○	○	○	○	※独自様式も可
9	専任技術者一覧表又は専任技術者証明書（新規・変更）	PDF	○	○	×	×	【市内・準市内業者】
10	営業用機械器具調書【様式第3号※】	PDF	○	○	○	○	※独自様式も可
11	機械器具調書（舗装工事中） 【様式第3-1号】	PDF	△	△	×	×	【市内・準市内業者】添付）車検証、特定自主検査票 <リース契約の場合> リース契約書又は固定資産の減価償却がわかるもの
12	機械器具写真（舗装工事中）【様式第3-2号】	PDF	△	△	×	×	【市内・準市内業者】
13	技術職員調書（舗装工事中）【様式第3-3号】	PDF	△	△	×	×	【市内・準市内業者】添付）資格免状、免許、修了書
14	使用印鑑届又は委任状・使用印鑑届【共通様式】	PDF	○	○	○	○	
15	印鑑証明書	PDF	○	○	○	○	
16	完納証明書（納税証明書）	PDF	○	○	○	○	別表2を参照し該当分を提出すること。
17	誓約書【共通様式】	PDF	○	○	○	○	
18	建設業退職金共済組合等の加入証明書※	PDF	○	○	○	○	※未加入の場合は理由書（任意様式）
19	社会保険料納入証明書※	PDF	○	○	○	×	【市内・準市内・県内業者】※加入義務がない場合は申立書（参考様式）

20	主観的事項証明書類	PDF	△	×	×	×	<p>【市内業者】主観的事項審査試行実施要領別表を参照し該当分を提出すること。</p> <p><主観的事項審査試行実施要領></p> <p>https://www.city.akaiwa.lg.jp/material/files/group/9/syukantekijikou20191218.pdf</p>
21	本社又は支店所在地等報告書	PDF	○	○	×	×	【市内・準市内業者】

注1) ○印は必ず提出する書類、△印は該当がある場合に提出する書類、×印は提出不要の書類を示す。

注2) 建設工事の申請に必要な「経営規模等評価結果通知書」や「建設業退職金共済組合等の加入証明書」は、その申請から書類発行までに日数を要することから、書類が間に合わない場合には各申請先に提出した申請書類の写しを添付すること。

その他の書類に関しては、添付（記入）できない理由を明記したものを添付すること。

注3) 提出した書類で有効期限のあるもの（建設業の許可、経営規模等評価結果通知書等）については期限切れになる前に新しいものを提出すること。

注4) 申請内容に変更が生じた場合には、速やかに変更届を提出すること。

注5) 証明書等については、申請書提出日の直前3ヵ月以内のものであること（建設業許可（確認）証明書・許可通知書を除く）。

注6) 日付は、記入日または申請日を必ず記入すること。記入日、申請日どちらでも差し支えないが、全ての書類で同じ日付とすること。日付が空欄の場合再提出の対象となる。

別表 2

	事 例	添付すべき納税証明書等	備 考
個人	1. 赤磐市内に契約権限のある事務所がある場合 【市内・準市内業者】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税（所得税、消費税及び地方消費税） ・ 県税（個人事業税、自動車税等）…岡山県が賦課徴収するすべての税目 ・ 市区町村税（市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税等）…赤磐市及び居住地の市区町村が賦課徴収するすべての税目 	<p>国税・・・税務署で税務署様式その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納額のないこと）の証明を受けること。※</p> <p>※国税の納税証明書については、オンライン請求が可能です。国税庁のホームページ、e-Tax ホームページをご覧ください。</p> <p>・https://nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm</p> <p>・https://www.e-tax.nta.go.jp</p> <p>県税・・・県で「県徴収金等の滞納がないこと」の証明を受けること。</p> <p>市区町村税・・・市役所等で「市区町村税の滞納がないこと」の証明を受けること。</p>
	2. 岡山県内に契約権限のある事務所がある場合 【県内・準県内業者】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税（所得税、消費税及び地方消費税） ・ 県税（個人事業税、自動車税等）…岡山県が賦課徴収するすべての税目 ・ 赤磐市税（市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税等）…赤磐市税を賦課されている場合はそのすべての税目（賦課されていない場合は不要） 	
	3. 赤磐市内にも岡山県内にも契約権限を有する事務所がない場合 【県外業者】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税（所得税、消費税及び地方消費税） ・ 赤磐市税（市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税等）…赤磐市税を賦課されている場合はそのすべての税目（賦課されていない場合は不要） 	
法人	4. 赤磐市内に契約権限のある事務所がある場合 【市内・準市内業者】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税（法人税、消費税及び地方消費税） ・ 県税（法人事業税、自動車税等）…岡山県が賦課徴収するすべての税目 ・ 赤磐市税（法人市民税、固定資産税、軽自動車税、住民税の特別徴収等）…赤磐市が賦課徴収するすべての税目 ・ 代表者の市区町村税（住民税、固定資産税、軽自動車税等）…代表者の居住する市区町村が賦課徴収するすべての税目 	<p>国税・・・税務署で税務署様式その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納額のないこと）の証明を受けること。※</p> <p>※国税の納税証明書については、オンライン請求が可能です。国税庁のホームページ、e-Tax ホームページをご覧ください。</p> <p>・https://nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm</p> <p>・https://www.e-tax.nta.go.jp</p> <p>県税・・・県で「県徴収金等の滞納がないこと」の証明を受けること。</p> <p>市区町村税・・・市役所等で「市区町村税の滞納がないこと」の証明を受けること。</p>
	5. 岡山県内に契約権限のある事務所がある場合 【県内・準県内業者】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税（法人税、消費税及び地方消費税） ・ 県税（法人事業税、自動車税等）…岡山県が賦課徴収するすべての税目 ・ 代表者の赤磐市税（住民税、固定資産税、軽自動車税等）…代表者が赤磐市税を賦課されている場合はそのすべての税目（賦課されていない場合は不要） 	
	6. 赤磐市内にも岡山県内にも契約権限を有する事務所がない場合 【県外業者】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税（法人税、消費税及び地方消費税） ・ 代表者の赤磐市税（住民税、固定資産税、軽自動車税等）…代表者が赤磐市税を賦課されている場合はそのすべての税目（賦課されていない場合は不要） 	

※「納税証明書(国税)」の請求は、便利なオンライン請求をご利用ください。詳しい請求方法は e-Tax ホームページをご覧ください。

※国税で未納がある場合は納期限が申請日より後になっているものを添付してください。

別表 3

文字色が赤のものは令和 5 年 7 月 1 日から、建設業法施行規則の改正により追加されたものです。

建設業法（技術検定）

コード	資格区分	対象業種
111	一級建設機械施工技士	土と舗
11F	一級建設機械施工技士補	
212	二級建設機械施工技士（第 1 種～第 6 種）	土と舗
21G	二級建設機械施工技士補（第 1 種～第 6 種）	
113	一級土木施工管理技士	土左と石屋タ鋼筋舗しゅ塗防絶井 水清解
11H	一級土木施工管理技士補	左と石屋タ筋しゅ塗防絶井水清解
214	二級土木施工管理技士（土木）	土左と石屋タ鋼筋舗しゅ塗防絶 井水清解
21J	二級土木施工管理技士補（土木）	左と石屋タ筋しゅ塗防絶井水清解
215	二級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）	左と石屋タ筋しゅ塗防絶井水清解
21K	二級土木施工管理技士補（鋼構造物塗装）	左と石屋タ筋しゅ塗防絶井水清解
216	二級土木施工管理技士（薬液注入）	左と石屋タ筋しゅ塗防絶井水清解
21L	二級土木施工管理技士補（薬液注入）	左と石屋タ筋しゅ塗防絶井水清解
120	一級建築施工管理技士	建大左と石屋タ鋼筋板ガ塗防内機 絶具水消清解
12C	一級建築施工管理技士補	大左と石屋タ筋板ガ塗防内機絶具 水消清解
221	二級建築施工管理技士（建築）	建大左と石屋タ筋板ガ塗防内機絶 具水消清解
222	二級建築施工管理技士（躯体）	大左と石屋タ鋼筋板ガ塗防内機絶 具水消清解
223	二級建築施工管理技士（仕上げ）	大左と石屋タ筋板ガ塗防内機絶具 水消清解
22D	二級建築施工管理技士補	大左と石屋タ筋板ガ塗防内機絶具 水消清解
127	一級電気工事施工管理技士	電機消
12E	一級電気工事施工管理技士補	機消
228	二級電気工事施工管理技士	電機消
22F	二級電気工事施工管理技士補	機消
129	一級管工事施工管理技士	管筋しゅ板機絶井具水消清
12G	一級管工事施工管理技士補	筋しゅ板機絶井具水消清
230	二級管工事施工管理技士	管筋しゅ板機絶井具水消清

23A	二級管工事施工管理技士補	筋しゅ板機絶井具水消清
131	一級電気通信工事施工管理技士	通
13B	一級電気通信工事施工管理技士補	
232	二級電気通信工事施工管理技士	通
23C	二級電気通信工事施工管理技士補	
133	一級造園施工管理技士	左と石屋夕筋しゅ塗防絶園井水清解
13D	一級造園施工管理技士補	左と石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解
234	二級造園施工管理技士	左と石屋夕筋しゅ塗防絶園井水清解
23E	二級造園施工管理技士補	左と石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解

建築士法

コード	資格区分	対象業種
137	一級建築士	建大屋夕鋼内
238	二級建築士	建大屋夕内
239	木造建築士	大

技術士法

コード	資格区分	対象業種
141	建設・総合技術監理（建設）	土と電舗しゅ園解
142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	土と電鋼舗しゅ園解
143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	土と
144	電気電子・総合技術監理（電気電子）	電通
145	機械・総合技術監理（機械）	機
146	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）	管機
147	上下水道・総合技術監理（上下水道）	管水
148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）	管井水
149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	土としゅ
150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）	園
151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	土と園
152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）	管
153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）	管水
154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）	管水清

電気工事士法・電気事業法

コード	資格区分	対象業種
155	第一種電気工事士	電
256	第二種電気工事士	電
258	電気主任技術者（第1種～第3種）	電

電気通信事業法

コード	資格区分	対象業種
259	電気通信主任技術者	通
235	工事担任者（電気担任者）	通

水道法

コード	資格区分	対象業種
265	給水装置工事主任技術者	管

消防法

コード	資格区分	対象業種
168	甲種消防設備士	消
169	乙種消防設備士	消

職業能力開発促進法

コード	資格区分	対象業種
171	建築大工（1級）	大
271	建築大工（2級）	大
164	型枠施工（1級）	大と
264	型枠施工（2級）	大と
172	左官（1級）	左
272	左官（2級）	左
157	とび・とび工（1級）	と解
257	とび・とび工（2級）	と解
173	コンクリート圧送施工（1級）	と
273	コンクリート圧送施工（2級）	と
166	ウェルポイント施工（1級）	と
266	ウェルポイント施工（2級）	と
174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（1級）	管
274	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（2級）	管
175	給排水衛生設備配管（1級）	管

275	給排水衛生設備配管（２級）	管
176	配管・配管工（１級）	管
276	配管・配管工（２級）	管
170	建築板金「ダクト板金作業」（１級）	屋根板
270	建築板金「ダクト板金作業」（２級）	屋根板
177	タイル張り・タイル張り工（１級）	タ
277	タイル張り・タイル張り工（２級）	タ
178	築炉・筑炉工（１級）・れんが積み	タ
278	築炉・筑炉工（２級）	タ
179	ブロック建築・ブロック建築工（１級）・コンクリート積みブロック施工	石タ
279	ブロック建築・ブロック建築工（２級）	石タ
180	石工・石材施工・石積み（１級）	石
280	石工・石材施工・石積み（２級）	石
181	鉄工・製罐（１級）	鋼
281	鉄工・製罐（２級）	鋼
182	鉄筋組立て・鉄筋施工（１級）	筋
282	鉄筋組立て・鉄筋施工（２級）	筋
183	工場板金（１級）	板
283	工場板金（２級）	板
184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（１級）	屋根板
284	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（２級）	屋根板
185	板金・板金工・打出し板金（１級）	板
285	板金・板金工・打出し板金（２級）	板
186	かわらぶき・スレート施工（１級）	屋
286	かわらぶき・スレート施工（２級）	屋
187	ガラス施工（１級）	ガ
287	ガラス施工（２級）	ガ
188	塗装・木工塗装・木工塗装工（１級）	塗
288	塗装・木工塗装・木工塗装工（２級）	塗
189	建築塗装・建築塗装工（１級）	塗
289	建築塗装・建築塗装工（２級）	塗
190	金属塗装・金属塗装工（１級）	塗
290	金属塗装・金属塗装工（２級）	塗
191	噴霧塗装（１級）	塗
291	噴霧塗装（２級）	塗
167	路面標示施工	塗

192	畳製作・畳工（１級）	内
292	畳製作・畳工（２級）	内
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（１級）	内
293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（２級）	内
194	熱絶縁施工（１級）	絶
294	熱絶縁施工（２級）	絶
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（１級）	具
295	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（２級）	具
196	造園（１級）	園
296	造園（２級）	園
197	防水施工（１級）	防
297	防水施工（２級）	防
198	さく井（１級）	井
298	さく井（２級）	井

コード	資格区分	対象業種
001	法第 7 条第 2 号イ該当	2 業種まで
002	法第 7 条第 2 号ロ該当	2 業種まで
003	法第 1 5 条第 2 号ハ該当（同号イと同等以上）	認定書記載の業種のみ
004	法第 1 5 条第 2 号ハ該当（同号ロと同等以上）	認定書記載の業種のみ
005	監理技術者を補佐する資格を有する者	資格を有する 2 業種以内
061	地すべり防止工事	と井
040	基礎ぐい工事	と
062	建築設備士	電管
063	計装士（１級）	電管
060	解体工事	解
064	基幹技能者	講習会修了証記載業種のみ
703	レベル 3 技能者	認定能力評価基準業種のみ
704	レベル 4 技能者	認定能力評価基準業種のみ
099	①実務経験 1 2 年以上（土＋と）＋実務経験 8 年以上（と）	と
	②実務経験 1 2 年以上（土＋しゅ）＋実務経験 8 年以上（しゅ）	しゅ
	③実務経験 1 2 年以上（土＋水）＋実務経験 8 年以上（水）	水
	④実務経験 1 2 年以上（建＋大）＋実務経験 8 年以上（大）	大

⑤実務経験 12 年以上(建+屋) +実務経験 8 年以上(屋)	屋
⑥実務経験 12 年以上(建+内) +実務経験 8 年以上(内)	内
⑦実務経験 12 年以上(建+ガ) +実務経験 8 年以上(ガ)	ガ
⑧実務経験 12 年以上(建+防) +実務経験 8 年以上(防)	防
⑨実務経験 12 年以上(建+絶) +実務経験 8 年以上(絶)	絶
⑩実務経験 12 年以上(大+内) +実務経験 8 年以上(大)	大
⑪実務経験 12 年以上(大+内) +実務経験 8 年以上(内)	内
⑫申請しようとする業種に関して建設業法施行規則第 1 条に規定される指定学科を修めた高度専門士または専門士+実務経験 3 年以上(申請しようとする業種)	該当する業種
⑬申請しようとする業種に関して建設業法施行規則第 1 条に規定される指定学科を修めた専修学校専門課程卒+実務経験 5 年以上	該当する業種
⑭国土交通大臣認定(外国の教育機関を卒業した場合などで、法第 7 条第 2 号イと同等以上と認定されたもの)	該当する業種

コード	資格区分	対象業種
900	配水管技能者	
901	配水管技士	
902	配水用ポリエチレン配管施工講習受講者	